

合併協定書附属資料

岩国市・由宇町・玖珂町・本郷村

周東町・錦 町・美川町・美和町

目 次

協定項目 1 0	地域審議会 の 取扱い	
	地域審議会 の 設置等に関する協議内容	・ ・ ・ ・ ・ 1
協定項目 2 1	使用料、手数料等 の 取扱い	
	手数料総括表	・ ・ ・ ・ ・ 3
協定項目 2 2	補助金、交付金等 の 取扱い	
	補助金、交付金等総括表	・ ・ ・ ・ ・ 8

[協定項目 10 地域審議会の取扱い]

地域審議会の設置等に関する協議内容

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

名 称	設置区域
岩国地域審議会	合併前の岩国市の区域
由宇地域審議会	合併前の玖珂郡由宇町の区域
玖珂地域審議会	合併前の玖珂郡玖珂町の区域
本郷地域審議会	合併前の玖珂郡本郷村の区域
周東地域審議会	合併前の玖珂郡周東町の区域
錦地域審議会	合併前の玖珂郡錦町の区域
美川地域審議会	合併前の玖珂郡美川町の区域
美和地域審議会	合併前の玖珂郡美和町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の進ちょく状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 自治会長、区長その他自治会を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、原則として公開する。ただし、議長が必要と認める場合は、出席委員の過半数の賛同をもって非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、本庁及び各総合支所において処理する。

(補則)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

[協定項目 2 1 手数料、使用料等の取扱い]

手数料総括表

調整方針の区分

- 1 現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 () 市・町・村の例により調整する。
- 3 新たに制度等を創設する。
- 4 新市移行後、速やかに調整する。
- 5 新市に移行後も当分の間現行どおり（当面現行どおり）とし、随時調整する。
- 6 廃止の方向で検討する。
- 7 その他

（注：○表示は、該当する手数料のある市町村）

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
戸籍・住民基本台帳等関係手数料									
住民票の写しの交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。
戸籍の附票の写しの交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
住民票記載事項証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
住民基本台帳閲覧手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
身分に関する証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
外国人登録に関する証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
印鑑登録証明書交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。
住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
戸籍謄抄本交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
除籍謄抄本交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
戸籍に記載した事項に関する証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
除籍に記載した事項に関する証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。
届出その他の書類の閲覧手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
印鑑登録証交付手数料	○				○			○	2 岩国市、玖珂町の例による。
印鑑登録証再交付手数料	○				○			○	
印鑑登録証の汚損等による引替交付手数料					○				6 合併時に廃止する。
税務関係手数料									
課税等に関する証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。
納税証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。
督促手数料	○		○	○	○	○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、錦町、美川町、美和町の例による。
医療機関文書料等									
健康診断料			○		○		○		2 本郷村、美和町の例による。
一般的診断書料	○		○	○	○		○		2 周東町、錦町、美和町の例による。
死亡診断書料	○		○		○		○		2 本郷村、錦町、美和町の例による。
死体検案書料			○		○		○		2 美和町の例による。
労働災害補償診断書料					○				2 錦町の例による。
自賠責診断書料					○		○		2 錦町、美和町の例による。
生命保険死亡診断書料			○		○		○		2 本郷村、錦町、美和町の例による。
司法、裁判所関係診断書料					○		○		2 錦町、美和町の例による。
身体障害者関係診断書料			○				○		2 本郷村、美和町の例による。
年金等受給診断書料					○		○		2 錦町、美和町の例による。
その他診断書料			○		○				2 本郷村、錦町の例による。

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
学校関係その他証明 書料	○		○	○	○		○		2 岩国市、美和町の例による。
生活環境関係手数料									
一般廃棄物収集運搬 業許可申請手数料	○						○		2 岩国市、美和町の例による。
一般廃棄物収集運搬 業許可更新申請手数料	○						○		
一般廃棄物収集運搬 業変更許可申請手数料	○						○		
一般廃棄物処分業許可申請手数料	○						○		
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	○						○		
一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	○						○		
浄化槽清掃業許可申請手数料	○						○		
浄化槽清掃業許可更新申請手数料	○						○		
浄化槽清掃業変更許可申請手数料	○						○		
許可証の再交付手数料	○						○		1 現行のとおりとする。
犬の登録手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
狂犬病予防注射済票 交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
犬の登録鑑札の再交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
狂犬病予防注射済票 再交付手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	
食肉センター汚泥等 処理手数料				○					
都市開発関係手数料									
開発行為手数料	○								2 岩国市の例による。
建築確認申請等手数料	○								2 岩国市の例による。
優良宅地造成等の認定に関する手数料	○	○		○				○	2 岩国市の例による。
宅地造成工事許可手数料	○								2 岩国市の例による。

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
水道事業関係手数料									
給水装置工事事業者指定手数料	○	○						○	1 現行のとおりとする。
設計手数料		○							6 合併時に廃止する。
設計審査手数料	○							○	2 岩国市の例による。
給水装置検査手数料	○	○						○	2 岩国市の例による。
私設消防演習立会手数料		○							6 合併時に廃止する。
簡易水道事業関係手数料									
給水装置工事事業者指定手数料	○	○		○		○	○		2 岩国市、由宇町、周東町、美川町、美和町の例による。
設計手数料		○							6 合併時に廃止する。
設計審査手数料	○		○	○		○	○		2 岩国市の例による。
給水装置検査手数料	○	○	○	○		○	○		2 岩国市の例による。
私設消防演習立会手数料		○	○			○			6 合併時に廃止する。
メーター再取付手数料			○			○			6 合併時に廃止する。
下水道事業関係手数料									
公共下水道排水設備指定工事店新規登録手数料				○	○			○	2 周東町の例による。
公共下水道排水設備指定工事店更新手数料				○	○			○	
その他の手数料									
認可地縁団体告示事項証明手数料	○								2 岩国市の例による。
認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	○								2 岩国市の例による。
臨時運行許可申請手数料	○		○	○				○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町の例による。
放置自転車等保管手数料	○								2 岩国市の例による。
船員法証明手数料	○								1 現行のとおりとする。
同和福祉援護資金貸付金残額証明手数料	○			○					1 現行のとおりとする。

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
療養給付費証明手数料	○			○					2 岩国市、周東町の例による。
営業証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町の例による。
農業委員会証明手数料	○	○		○					2 岩国市の例による。
飼養鳥獣手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、由宇町、本郷村、錦町、美川町、美和町の例による。
都市計画関係証明手数料	○	○		○					2 岩国市、周東町の例による。
住宅証明手数料	○	○		○			○		2 岩国市、周東町、美和町の例による。
家賃証明手数料	○	○		○			○		
保管場所承認手数料		○		○			○		2 周東町、美和町の例による。
住宅用家屋証明手数料	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。

[協定項目22 補助金、交付金等の取扱い]

補助金、交付金等総括表

調整方針の区分
1 現行のまま新市に引き継ぐ。
2 ()市・町・村の例により調整する。
3 新たに制度等を創設する。
4 新市移行後、速やかに調整する。
5 新市に移行後も当分の間現行どおり（当面現行どおり）とし、随時調整する。
6 廃止の方向で検討する。
7 その他

（注：○表示は、該当項目に補助及び交付等を行う市町村）

【総合政策部会関係】

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
総合政策関係補助金									
交通安全協会等補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
安全運転管理者協議会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
防犯対策協議会等補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
安全対策協議会等補助金	○			○					4 新市に移行後、速やかに調整する。
錦川清流線関係補助金					○	○			5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
岩国空港早期再開推進協議会補助金	○								1 現行のとおりとする。
コミュニティ集会所整備事業等補助金	○	○		○	○		○	○	3 合併時に、制度を創設する。
住民活動災害補償に関する助成	○	○	○	○	○	○	○	○	3 合併時に、制度を創設する。
総合政策関係各種事業補助金								○	6 合併時に廃止する。

【総務部会関係】

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
総務関係補助金									
青年会議所補助金				○					6 合併時に廃止する。
消防団分団補助金					○				4 新市に移行後、速やかに調整する。
消防団員の福利厚生に関する補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	3 合併時に、制度を創設する。
婦人消防隊等補助金				○					5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
明るい選挙推進協議会補助金				○				○	6 合併時に、廃止する。
有線放送センター補助金				○					1 現行のとおりとする。
消防操法大会訓練補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	3 合併時に、制度を創設する。
消防団研修費補助金							○		4 新市に移行後、速やかに調整する。
消防行事補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	3 合併時に、制度を創設する。
税務関係補助金									
青色申告会事業推進補助金		○							6 合併時に、廃止する。
たばこ販売店組合助成金		○	○		○	○	○	○	6 合併時に、廃止する。
人権関係補助金									
同和対策推進団体等補助金	○								1 現行のとおりとする。
岩国人権擁護委員協議会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。
人権教育推進協議会補助金				○	○		○		1 現行のとおりとする。
同和地区中小企業利子補給補助金				○					1 現行のとおりとする。
人権教育活動費補助金				○					1 現行のとおりとする。
指導者養成派遣費補助金				○					1 現行のとおりとする。
地域改善学習推進費補助金				○					1 現行のとおりとする。

【健康福祉部会関係】

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
社会関係補助金									
社会福祉協議会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	3 合併時に、制度を創設する。
民生委員・児童委員活動補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
遺族連合会等補助金	○		○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
地域福祉基金補助事業補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
低所得者等援護対策	○	○						○	6 合併時に、廃止する。
保護司会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
更生保護女性会補助金		○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
傷痍軍人会補助金				○	○	○			4 新市に移行後、速やかに調整する。
原爆被害者の会補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
災害援護資金貸付金 利子補給補助金	○			○					1 現行のとおりとする。
南方地域戦没者慰霊祭 参列遺族補助金	○			○	○		○		2 岩国市、周東町、錦町、美和町の例による。
高齢障害関係補助金									
老人クラブ補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、由宇町、周東町、錦町の例による。
老人クラブ連合会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
身体障害者団体補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
心身障害者（児）等父母の会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
玖珂郡心身障害児（者）父母の会補助金		○		○		○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
介護支援専門員協議会補助金		○		○				○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
老人福祉センター補助金	○								1 現行のとおりとする。
寝たきり老人訪問理髪サービス補助金	○			○			○	○	2 岩国市、玖珂町、周東町、美和町の例による。
友愛訪問活動助成金	○	○			○	○		○	2 岩国市、由宇町、玖珂町、錦町、美川町の例による。
高齢者文化活動事業補助金		○			○				2 由宇町、錦町の例による。

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
はり、きゅう等施術費 助成〔一般会計〕		○		○				○	3 合併時に、新たな制度を 創設する。ただし、玖珂 町、周東町については、 当面、現行のとおりとし、 随時調整する。
高齢者地域活動事業 補助金								○	4 新市に移行後、速やかに 調整する。
高齢者関係各種事業 補助金						○		○	6 合併時に、廃止する。
心身障害者扶養共済 制度補助金	○	○		○				○	2 岩国市、由宇町、玖珂町、 周東町の例により調整す る。
療育キャンプ推進事 業補助金	○			○					2 岩国市、周東町の例によ る。
知的障害者生活援助 事業補助金				○					2 周東町の例による。
身体障害者授産施設 運営費補助金		○						○	1 現行のとおりとする。
心身障害者福祉作業 所運営費補助金	○			○			○	○	1 現行のとおりとする。
精神障害者共同作業 所運営費補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。
精神障害者授産施設 運営費補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。
重度障害者(児)住宅 改善費補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	2 岩国市、由宇町、本郷村、 錦町、美川町、美和町の 例による。
身体障害者補装具等 自己負担金助成								○	6 合併時に、廃止する。
社会福祉施設整備等 補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	(既存施設及び合併時まで に整備計画が具体化してい る施設) 1 現行のとおりとする。 (上記以外の施設) 4 新市に移行後、速やかに 調整する。
児童家庭関係補助金									
東部里親会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに 調整する。
母子寡婦福祉連合会 補助金	○		○	○	○	○	○		4 新市に移行後、速やかに 調整する。
民間保育所関係市町 村補助金	○			○					4 新市に移行後、速やかに 調整する。
延長保育事業費補助 金	○	○			○			○	2 岩国市、由宇町、玖珂町、 錦町の例による。
研修代替職員雇用費 補助金	○	○		○	○				2 岩国市、由宇町、周東町、 錦町の例による。

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
地域活動事業費補助金	○	○	○		○				2 岩国市、由宇町、本郷村、錦町の例による。
一時保育事業費補助金	○	○			○				2 岩国市、由宇町、錦町の例による。
休日保育事業費補助金	○								2 岩国市の例による。
乳児保育事業費補助金		○						○	2 由宇町、玖珂町の例による。
障害児保育事業費補助金	○	○			○			○	2 岩国市、由宇町、玖珂町、錦町の例による。
施設入所児童健康診断事業費補助金	○								2 岩国市の例による。
母親クラブ活動費補助金	○		○	○		○	○	○	2 岩国市、玖珂町、本郷村、周東町、美川町、美和町の例による。
保育所通園費補助金		○	○	○		○			5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
チャイルドシート購入費補助金			○	○		○		○	6 合併時に、廃止する。
健康管理関係補助金									
医療機関運営費補助金	○								1 現行のとおりとする。
辺地医療交付金						○			5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
医療関係団体補助金		○							4 新市に移行後、速やかに調整する。
母子保健推進協議会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
健康管理関係各種団体補助金					○				4 新市に移行後、速やかに調整する。
予防接種対策給付金	○								2 岩国市の例による。

【生活環境部会関係】

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
生活環境関係補助金									
環境衛生連合会等補助金	○	○		○			○		4 新市に移行後、速やかに調整する。
食品衛生協会等補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
生活環境関係各種団体補助金	○				○				4 新市に移行後、速やかに調整する。

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
飲料水供給施設設置整備事業等補助金		○			○	○	○		3 合併時に、制度を創設する。
公衆浴場関係補助金	○								1 現行のとおりとする。
食文化セミナー開催補助金	○								2 岩国市の例による。
生活環境関係各種事業補助金								○	6 合併時に、廃止する。

【経済部会関係】

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
農林関係補助金									
農林業生産者団体等補助金		○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
農作業受託組合補助金			○						5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
土地改良区補助金	○	○	○	○			○		5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
水利組合補助金	○	○							5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
農業管理センター補助金		○			○		○		5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
農業関連施設補助金				○					1 現行のとおりとする。
木材協会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
女性団体等補助金		○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
中山間地域等直接支払交付金	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。
森林整備地域活動支援交付金	○	○	○	○	○	○	○	○	1 現行のとおりとする。
畜産振興助成補助金							○		1 現行のとおりとする。
緑の少年隊事業補助金			○		○	○	○		3 合併時に、制度を創設する。
にしき川木の家づくり推進事業補助金			○		○	○	○		4 新市に移行後、速やかに調整する。
移動放牧システム推進事業補助金				○					5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
林業技術者研修事業補助金					○				2 錦町の例により調整する。

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
炭窯生産対策事業補助金					○				2 錦町の例により調整する。
ヘルパー制度補助事業補助金			○						6 合併時に、廃止する。
椎茸種コマ購入助成事業補助金			○		○				5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
林業機械整備事業補助金					○				5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
白蛾病等検診対策事業補助金					○				6 合併時に、廃止する。
森林施業団地事業費補助金	○	○	○		○	○	○		7 合併時に、補助金単価の統一に努める。
商工観光関係補助金									
消費生活団体補助金	○			○	○			○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
勤労者団体補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
駐留軍離職者福祉センター対策事業補助金	○			○				○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
TMO運営費補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
中小企業相談所補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
観光関係団体補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
中小企業退職金共済掛金補助金	○	○		○	○			○	2 岩国市、由宇町、玖珂町、周東町、錦町の例による。
勤労者福祉制度融資補助金	○								2 岩国市の例による。
住宅用太陽光発電システム設置補助金		○			○			○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
工業用水使用料助成金	○								1 現行のとおりとする。
中心市街地商業等活性化施設整備費補助金	○								3 新市において制度を創設する。
神代駅簡易委託販売所運営費補助金		○							6 合併時に、廃止する。

【建設・都市開発部会関係】

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
都市計画関係補助金									
緑化推進補助金		○							5 当分の間、現行のとおりとし、随時調整する。

【教育部会関係】

	岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	玖珂町	調整方針
小・中学校、幼稚園関係補助金									
小・中学校体育連盟補助金	○	○	○		○	○	○		4 新市に移行後、速やかに調整する。
岩国幼稚園協会補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
幼保連絡協議会補助金								○	6 合併時に、廃止する。
私立幼稚園の職員研修・運営等に関する補助金				○				○	6 合併時に、廃止する。
文化・体育活動等に関する補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
私立幼稚園就園奨励費補助金	○	○		○				○	1 現行のとおりとする。
私立幼稚園障害児教育費補助金	○			○				○	1 現行のとおりとする。
私立幼稚園子育て支援事業費補助金	○								2 岩国市の例による。
幼稚園通園費助成金		○							5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
給食用精米助成金					○				5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
社会教育・文化財関係補助金									
子ども会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
P T A 補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに調整する。
青少年育成市町村民会議補助金	○	○		○	○	○	○		4 新市に移行後、速やかに調整する。
連合青年団補助金				○					5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。
婦人会補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、随時調整する。

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
女性団体連絡協議会 補助金				○			○		5 当面、現行のとおりとし、 随時調整する。
文化協会補助金 (連合体組織のもの)	○	○			○		○		5 当面、現行のとおりとし、 随時調整する。
その他の社会教育・文 化財関係団体補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、 随時調整する。
社会教育・文化財関係 事業等に関する補助 金	○	○	○	○	○		○	○	5 当面、現行のとおりとし、 随時調整する。
スポーツ関係補助金									
市町村体育協会等 に対する運営補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに 調整する。
スポーツ少年団等 に対する運営補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに 調整する。
その他の体育協会加 盟団体等に対する補 助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに 調整する。
郡体育協会に対する 負担金		○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに 調整する。
大会の開催に対する 補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	5 当面、現行のとおりとし、 随時調整する。
大会への出場に対す る補助金	○	○	○	○	○	○	○	○	4 新市に移行後、速やかに 調整する。

【水道部会関係】

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
水道関係補助金									
簡易ポンプ購入費補 助金								○	6 合併時に廃止する。

【財団等関係】

	岩 国 市	由 宇 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町	玖 珂 町	調整方針
財団等関係補助金									
(財)岩国市施設管理 公社補助金	○								5 当面、現行のとおりとし、 随時調整する。
(財)周東町勤労者福 祉財団補助金				○					
岩国柱島海運株式会 社補助金	○								
(株)周東町農業開発 センター負担金				○					
(社)みどりの玖珂町 振興公社会費								○	
(株)錦グリーンライ ン補助金					○				
錦川鉄道株式会社補 助金	○		○		○	○	○		